

○熊本県天草飛行場運用規程

(平成12年3月10日告示第159号)

改正 平成15年7月25日告示第801号

熊本県天草飛行場運用規程を次のように定める。

熊本県天草飛行場運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県天草飛行場条例(平成11年熊本県条例第56号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、天草飛行場(以下「飛行場」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(飛行場情報の提供)

第2条 知事は、離着陸のために飛行場を利用する航空機(以下「飛行場利用機」という。)の運航を援助するとともに、飛行場の施設の効率的な活用を図るため、飛行場の対空通信局(以下「対空通信局」という。)の無線電話により、飛行場利用機に対して、その運航に必要な情報(以下「飛行場情報」という。)の提供を行う。

2 飛行場情報の提供は、次に掲げる時点において行う。

(1) 飛行場に着陸しようとする航空機に対しては、第4条第1号及び第5条第2項の位置の通報を行ったとき。

(2) 飛行場を離陸しようとする航空機に対しては、地上走行を開始する前

3 飛行場情報の提供を受けた航空機は、当該飛行場情報を確認するものとする。当該飛行場情報の確認ができなかった航空機は、速やかに対空通信局と再度連絡を取り合い、提供された飛行場情報を確認するものとする。

4 飛行場情報の内容は、次のとおりとする。

(1) 使用滑走路

(2) 滑走路等の工事、障害、破損その他飛行場の施設の状況に関する情報

(3) 飛行場で観測した気象に関する情報

(4) 飛行場及びその周辺の航空交通情報

5 飛行場情報の提供は、次に掲げる対空通信により行うものとする。

(1) 無線電話の電波の型式は、A3Eとし、周波数は、130.775メガヘルツを使用し、出力は、10ワットとする。

(2) 対空通信局の呼出符号は、「AMAKUSA FLIGHT SERVICE」とする。

6 知事は、飛行場情報を安定的かつ確実に提供するため、航空情報の提供に関して専門的な技術又は経験を有する者を飛行場に置く。

(飛行場利用機の飛行場の利用方法)

第3条 飛行場利用機は、飛行場標点から12マイル以内の周辺空域において、対空通信局と交信が可能な無線電話を装備するものとする。ただし、知事が飛行場の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 飛行場利用機は、飛行場の運用時間外に利用する場合又は無線電話を装備していない場合には、自ら運航のために必要な情報を収集するものとする。

3 飛行場利用機は、他の航空機に危険を及ぼす離着陸を行ってはならない。

(有視界飛行方式による飛行場の利用)

第4条 有視界飛行方式により飛行場を利用しようとする航空機は、次に掲げる方法により運航しなければならない。

(1) 着陸の際は、原則として別表に掲げる目視による位置通報点(以下「目視位置通報点」という。)において、対空通信局に位置の通報を行い、必要な情報を受けた後に、場周経路に入るものとする。目視位置通報点における通報が困難な場合は、飛行場標点から5マイルの地点において位置の通報を行うものとする。

(2) 離陸の際は、原則として離陸上昇安全高度に達した後、目的地の方向へ速やかに離脱するものとする。

(計器飛行方式による飛行場の利用)

第5条 計器飛行方式により飛行場を利用する航空機は、国土交通大臣の定める飛行方式に従わなければならない。

2 前項の航空機は、着陸しようとする場合は、計器進入方式による進入開始後速やかに位置の通報を行うものとする。

(位置の通報の内容)

第6条 第4条第2項及び前条第2項の通報の内容は、次のとおりとする。

(1) 航空機の国籍記号及び登録記号又は無線電話呼出符号

(2) 航空機の目視位置通報点(第4条第1号後段の場合にあっては、飛行場からの方位及び距離)又は現在位置及びその地点における高度

(3) その他航空機の運航の安全に影響があると認められる事項

(使用滑走路)

第7条 原則として、飛行場における風速が5ノット未満の場合に使用する滑走路は滑走路13とし、その他の場合に使用する滑走路は風向に最も近い方位の滑走路とする。

(飛行場の航空保安無線施設の運用)

第8条 知事は、航空保安無線施設の運用を安定的かつ確実にを行うため、航空保安無線施設に関して専門的な技術又は経験を有する者を飛行場に置き、天草VOR/DMEを運用する。

(気象観測)

第9条 知事は、第2条第4項第3号の気象に関する情報を安定的かつ確実に提供するため、気象の専門的な技術又は経験を有する者を飛行場に置き、次の各号に掲げる気象観測を当該各号に定めるときに行う。

(1) 定時観測 運用開始時及び運用時間内の毎正時

(2) 特別観測 気象現象が知事の定める基準に該当したとき。

(3) 照会特別観測 離着陸のため飛行場の施設を利用しようとする者等から照会があったとき。

(4) 事故特別観測 飛行場又はその周辺で航空機事故のあったとき。

2 気象観測の成果の通報は、気象庁の定める航空気象通報式により行う。

(運航のために必要な資料の掲示)

第10条 知事は、天草空港管理事務所において、次に掲げる資料を備え付け、閲覧に供するものとする。

(1) 航空路誌

(2) 航空路誌改訂版

(3) 航空路誌補足版

(4) ノータム

- (5) 航空情報サーキュラー
- (6) 前条第1項に規定する気象観測の成果
- (7) 他の飛行場の気象情報のうち飛行場利用機が必要とするもの
(情報提供等の時間)

第11条 第2条の飛行場情報の提供、第8条の航空保安無線施設の運用、第9条の気象観測及び前条の資料の提示は、原則として、飛行場の運用時間に行う。

附 則

この規程は、平成12年3月23日から施行する。

附 則(平成15年7月25日告示第801号)

この規程は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

| 目視位置通報点の名称 (Call Sign) | 飛行場標点からの方位/距離 (BRG/DIST from ARP) | 備考 (Remarks) |
|------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 通詞島 Tsuujishima | 334° / 4.8NM | 島 Island |
| 島子 Shimago | 101° / 4.6NM | 漁港 Port |
| 横島 Yokoshima | 158° / 7.5NM | 島 Island |
| 富岡 Tomioka | 299° / 7.7NM | 岬 Cape |
| 口之津 Kuchinotsu | 020° / 8.0NM | 港 Port |
| 湯島 Yushima | 058° / 11.9NM | 島 Island |